

# 運輸審議会 ご説明資料

令和3年6月3日  
自動車局 旅客課



# 1. 改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設。**
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止。**
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外。**
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設。**

## 原則（道路運送法）

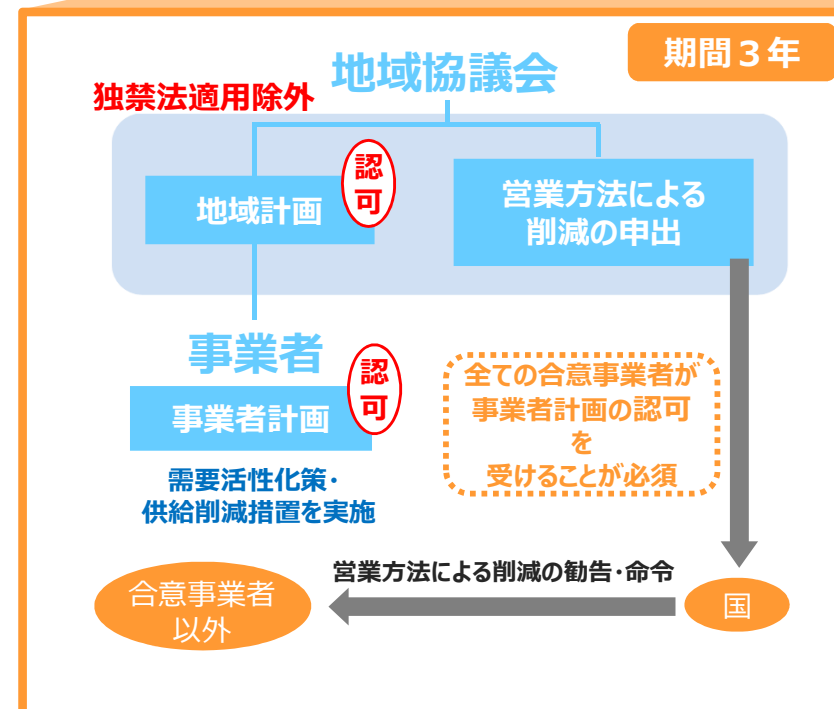
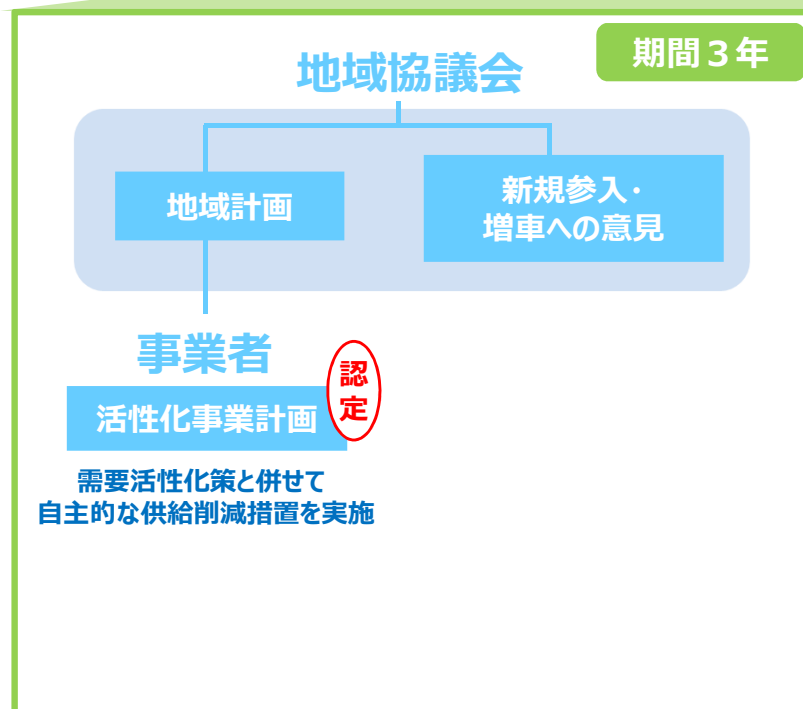
- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

## 準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制※
- ◆ 増車：認可制※
- ※ 供給過剰とならないものであるかどうか等を審査
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

## 特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



以下の指標に該当する場合に特定地域として指定。ただし、日車營收が平成13年度より増加している場合には指定しない。

## (1) 車両の稼働効率の指標

⇒ 実働実車率( = 実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

## (2) 事業者の収支状況の指標

⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。

## (3) 流し営業の指標

⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

## (4) 地域の需要動向の指標

⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

## (5) ① 運転者の賃金水準の指標

⇒ 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

## (5) ② 事業運営の指標

⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

## (5) ③ 安全性の指標

⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。

※①～③いずれかに該当すること。

## (6) 地域・利用者の意向の指標

⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

# 特定地域の指定期限の延長の取扱いについて

□ **特措法の規定と制定時の議論を基本**としつつ、**指定地域の実態を踏まえて、指定期限の延長の取扱いに関する指針を策定**（平成30年3月16日）

## 基本的な考え方

- タクシーが供給過剰であり、事業の適正化・活性化を進めることが特に必要な地域を指定（法3条1項）
- 指定期間経過後も指定の必要があると認めるときは延長（法3条2項）
- 指定の事由がなくなった場合は、指定を解除（法3条3項）
  - ・ 措置の実施により早期に供給過剰の解消が実現し、指定基準に該当しなくなった場合は指定を解除（H25.11.6：衆国土交通委員会）

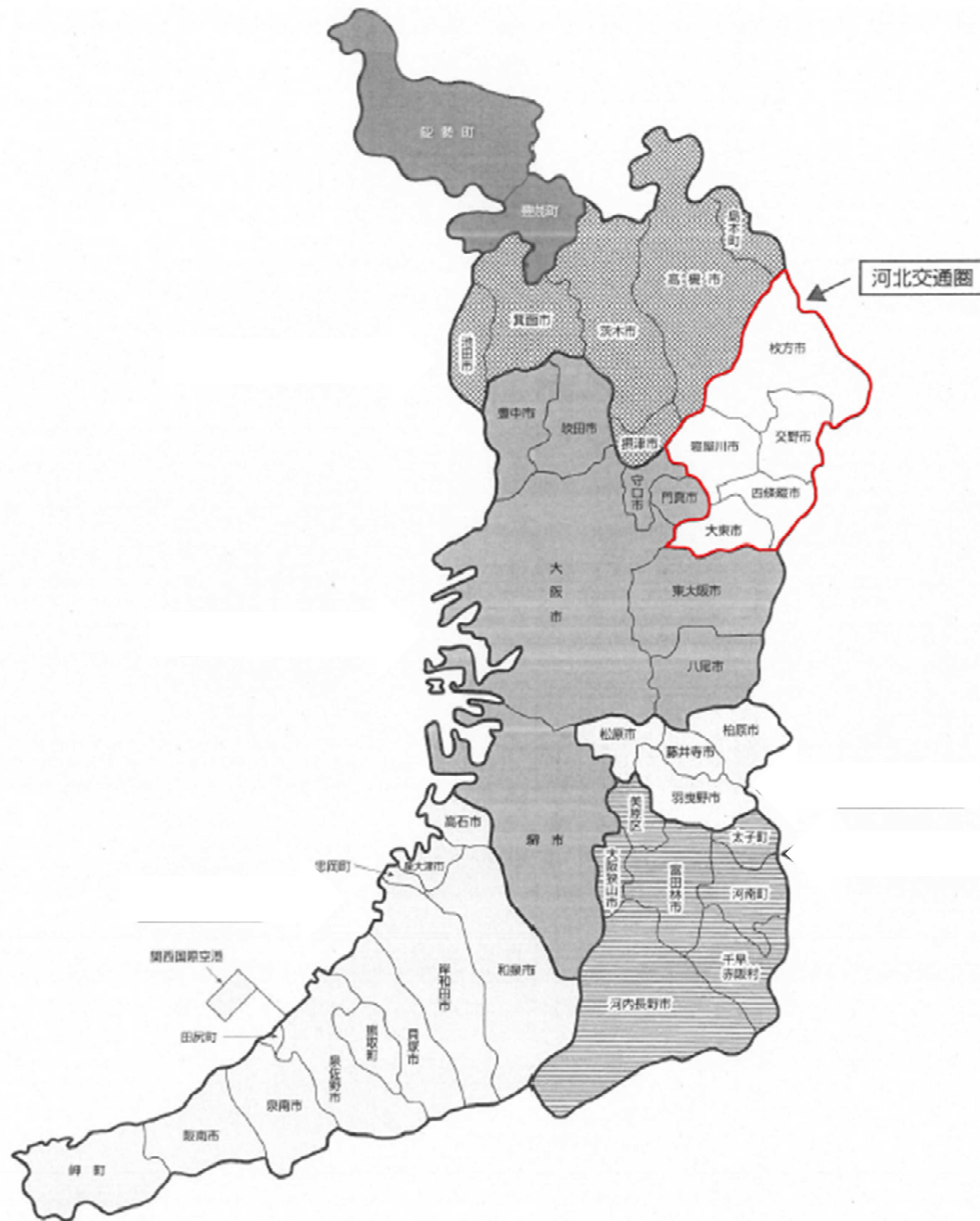
## 延長

- **特定地域計画の議決が行われていない地域**
  - 延長を行わない
- **特定地域計画の議決が行われている地域**
  - **指定を受けた年度から2年の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、指定基準に該当している地域**
    - ・ **3年間指定を延長する**
    - ・ ただし、指定延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。

- 河北交通圏については、令和元年度輸送実績等を指摘基準に当てはめた結果、指定基準に該当
- 令和3年3月30日、地域協議会において特定地域の指定の延長について同意

都道府県	営業区域	地域指定	地域計画認可	基準該当状況	取扱い（案）
大阪	河北交通圏	H30.09.1	R2.3.25	○	延長 R6.8.31まで

# 河北交通圏の概要



・大阪府の北東部に位置し、京阪神大都市圏の中にあつて、大阪、京都といった大都市も近いという特徴がある。

・域内には、枚方市や寝屋川市のような中核市、特例市を抱えるなど独自の都市機能を発揮している地域でもある。

・ベッドタウンとしての都心部への移動ニーズはもとより、圏内での通勤や通学、通院といった日常生活に密着した移動等、幅広い移動のニーズへの対応が求められる地域である。

・鉄道、バスといった大量公共交通機関の輸送網が発達し、利用者、地域の様々なニーズに応えている。タクシーも、鉄道駅からのフィーダー輸送やバスがカバーできない地域内の輸送を行うなど、これらの交通機関と相まって地域住民の足としての機能を発揮している。

【出典：河北交通圏における準特定地域計画（H26年）】

# 河北交通圏：指定期限の延長の取扱い指針への適合状況

特定地域計画の議決	● 令和元年12月23日	指定基準	該当状況
実働実車率	【H13】40.4% 【R1】27.5% 【増減率】▲31.9%	10%以上減少	○
赤字車両数シェア	【H30】54.9% 【R1】68.6% 【差】▲13.7ポイント	50%以上の割合	○
人口	● 枚方市：約39万人	30万人以上	○
総実車キロ	【H30】14,429,212km 【R1】13,437,313km 【増減率】▲6.9%	5%未満の増加率	○
日車営収	【H13】33,756円 【R1】28,004円 【増減率】▲17.0%	10%以上減少	○
日車実車キロ	【H13】93.6km 【R1】76.5km 【増減率】▲18.2%	(いずれか)	○
法令違反	【河北交通圏】0.056件/100万キロ 【全国平均】0.0615件/100万キロ	平均超	×
事故	【河北交通圏】8.668件/100万キロ 【全国平均】7.680件/100万キロ	平均超	○
協議会の同意	● 令和3年3月30日	同意	○

## 河北交通圏における適正化の取組の進捗状況

□ 供給輸送力の削減目標と実施状況（令和3年1月1日時点）

適正車両数	指定時車両数 (適正車両数との乖離)	目標車両数 (削減率)	事業者計画 認可率※1	事業者計画 達成状況※2
677	844 (19.8%)	107.7 (12.8%)	100% R2.8.6	100% R2.8.6

※1：認可事業者数/合意事業者数

※2：事業者計画認可済み実施車両数/事業者計画認可済み計画車両数

適正化  
の取組



# 河北交通圏：タクシー事業の現状①

	法人タクシー	個人タクシー	合計
事業者数 (者)	18	0	18
車両数 (両)	820	0	820
輸送人員 (千人)	5,080	0	5,080
営業収入 (百万円)	4,917	0	4,917
運転者数 (人)	962	0	962

【令和元年度末】

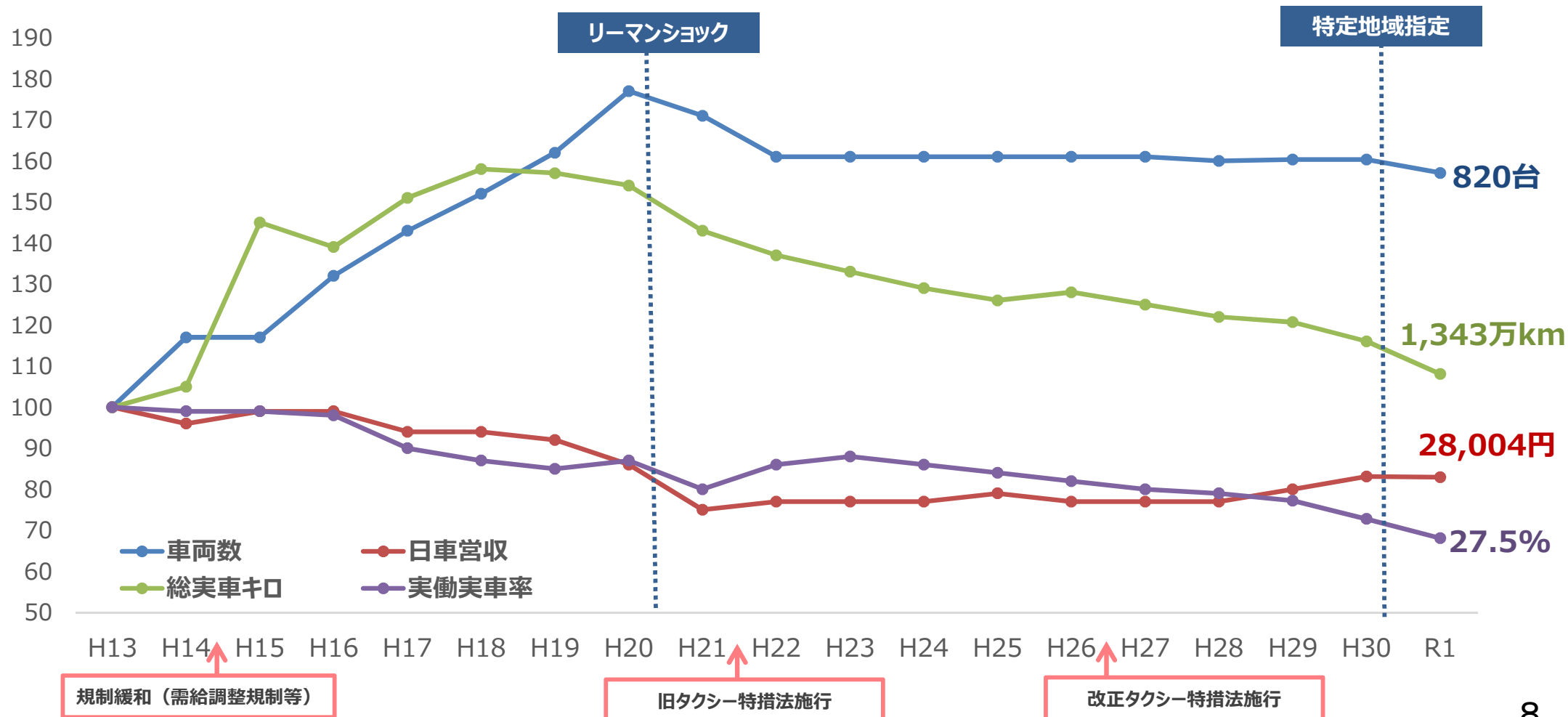
# 河北交通圏：タクシー事業の現状②

【車両数】平成20年度の927台をピークに減少。令和元年度は820台。ピーク時から約11%減少。

【総実車キロ】平成18年度の1,957万キロをピークに減少。令和元年度は1,343万キロ。ピーク時から約31%減少。

【実働実車率】平成13年度の40.4%をピークに減少。令和元年度は27.5%。ピーク時から約32%減少。

【日車営収】平成13年度の33,756円をピークに平成21年度は25,229円まで減少。改正タクシー特措法が施行された平成26年度は25,931円。その後は緩やかに増加しており、令和元年度は28,004円。



## 取組に対する評価

- UD研修などにより、待遇は向上していると感じている。タクシーのドアツードアは、高齢者には優しい乗り物である。（関西生活者連合会）
- 計画による適正化に向けた供給力削減は評価出来るが、減車だけではなく、住民の移動に必要な車両数の確保は必要。（関西生活者連合会）

## 要望事項

- 高齢者が利用しやすいタクシーのあり方を検討してほしい。時代に呼応した取り組みや割引チケットなども検討してほしい。必要に応じて乗合タクシーを検討してほしい。（関西生活者連合会）
- 高齢者が外出機会を増やせる取り組み(運賃、UDタクシーの導入)を進めてほしい。（商工会議所）
- 活性化の項目にもあるキャッシュレス化や翻訳機などによる多言語対応を拡充してほしい。（枚方市、商工会議所）
- 様々な指標から見て、特定地域指定の延長は必要である。（利用者代表）

## 適正化・活性化に向けた決意表明

- より一層の利用者利便を確保し、利用いただける方に喜んでいただけるよう、さらに、事業計画に基づき適正化・活性化に努めていきたい。（大阪タクシー協会）
- 特定地域計画に基づく供給輸送力の削減を引き続き実施する。（事業者）
- 配車アプリ、クレジットカード、電子マネー等の導入促進に努め、配車効率の向上を図り、売上げ上昇に繋げたい。（事業者）
- アプリ配車を積極的に取っていた若手の運転者が売上げ上位だったことから、業界未経験者や地域の女性の雇用を促進していきたい。（事業者）

利用者  
代表・  
自治体  
からの  
発言

事業者  
代表から  
の発言

# 河北交通圏における活性化の取組例

## 地域の「足」の確保に向けた取組（乗合タクシー）

大阪府寝屋川市と大阪タクシー協会は、令和3年2月9日に「乗合い事業」の連携協定を締結。

寝屋川市内でも、急な坂や狭い道路が多く、路線バスが運行していない地域を乗合タクシーを運行することで、シルバー世代の輸送手段確保を図る取組。

運行期間：令和3年4月1日から開始

運行時間：9:00～17:00

運行地域：寝屋川市成田地区、仁和寺地区、河北地区

運賃：地区内は無料（寝屋川市から定額收受）

地区外は有料（運行1人300円）

利用対象者：70歳以上、妊婦、身体障害者

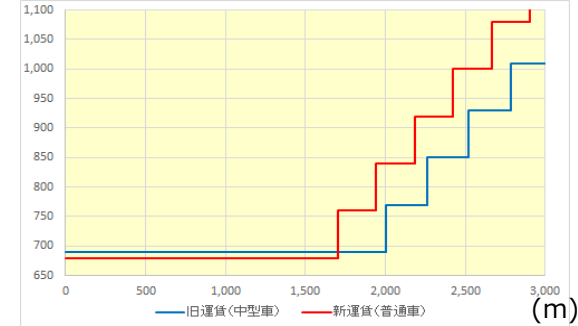


## 初乗り距離短縮運賃の導入

令和2年2月1日の運賃改定時に、短距離利用者のニーズを取り込むため、初乗り距離短縮運賃を導入。

初乗り2kmを1.7kmに変更することで、1.7kmまでの利用の場合は従来より安くなる。

旧：中型車（上限）	初乗	2.0 km	690 円
	加算	261 m	80 円
新：普通車（上限）	初乗	1.7 km	680 円
	加算	241 m	80 円



## 配車アプリの導入、キャッシュレス決済の多様化に伴う利便性の向上

令和2年3月末時点で、アプリ配車対応車両数シェアについて、河北交通圏全車両数の61%（地域計画の目標50%を達成）。また、クレジットカード・電子マネーの導入車両シェアについても、河北交通圏全車両数の75%を超えている（地域計画の目標70%を達成）。

アプリ配車の導入車両

H31.3.31 413両

R2.3.31 505両



クレジットカード等の導入車両

H31.3.31 594両

R2.3.31 628両



## 自治体と事業者団体との災害時における輸送協力の協定締結

大阪府枚方市と大阪タクシー協会は、災害時に交通手段のない高齢者、障害者を福祉避難所へ輸送する協定を、令和元年8月1日に締結。

大阪府内の自治体では初めての取り組みであり、災害時において、協会員が所有するタクシー車両により、福祉避難所等への輸送業務、その他輸送に必要な業務を行う。

